

11月開校 東南置賜地区会場



# 経 理 実 務 科

**受講生募集**

- ★ 初心者でも基礎からしっかり学べます。
- ★ 経理事務に関する知識を習得！
- ★ 日商簿記3級～2級の資格にチャレンジ！（試験日30年2月25日（日））
- ★ 就職支援による早期再就職をバックアップ！



訓練期間	平成29年11月17日（金）～平成30年3月16日（金）（4か月間） 基本時間：9：10～15：50 休日：原則、土、日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）
訓練場所	パソコンスクール ワークアップ（株式会社ワークアップ） 米沢市春日4丁目2-143（裏面「地図」参照）
定 員	20名（最少催行人数10名）
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は <b>無料</b> です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約17,000円、並びに検定料（日商簿記検定3級：2,800円、2級：4,630円）等は個人負担となります。
募集締切日	平成29年10月23日（月）
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日 時：平成29年10月30日（月） 午前10時30分から（時間厳守） ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場 所：置賜総合支庁 本庁舎 講堂（裏面「地図」参照） 内 容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン等）を持参してください。

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課  
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1  
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850  
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業 検索

## ◆訓練概要◆

[ 訓練目標 ] 簿記による経理業務に係る実務的知識・技能（日商簿記検定試験2級程度）を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

[ 目指す職務 ] 経理事務、一般事務など

[ 訓練カリキュラム ]

総訓練時間（目安）466H

科目	科目の内容	時間数
簿記基礎	簿記の基礎、取引、試算表、帳簿の作成、伝票の起票	87H
商業簿記	企業会計、有価証券、社債、株式発行、特殊商品売買、本支店会計、決算、財務諸表、仕訳、帳簿作成実習、財務諸表作成、決算整理と精算表の作成演習、本支店合併財務諸表の作成演習	132H
工業簿記	工業簿記の基礎、個別原価計算、部門別計算、総合原価計算、標準原価計算、直接原価計算、原価計算の処理、製造原価報告書作成、製造業における財務諸表の作成	126H
オフィスソフト基礎・演習	文字入力、表計算の基礎知識、関数を使った計算処理、グラフの作成、会計ソフトの使用法等	81H
就職支援 他	履歴書・職務経歴書作成支援、コミュニケーション、ビジネスマナー、職業人講話、面接演習等	40H

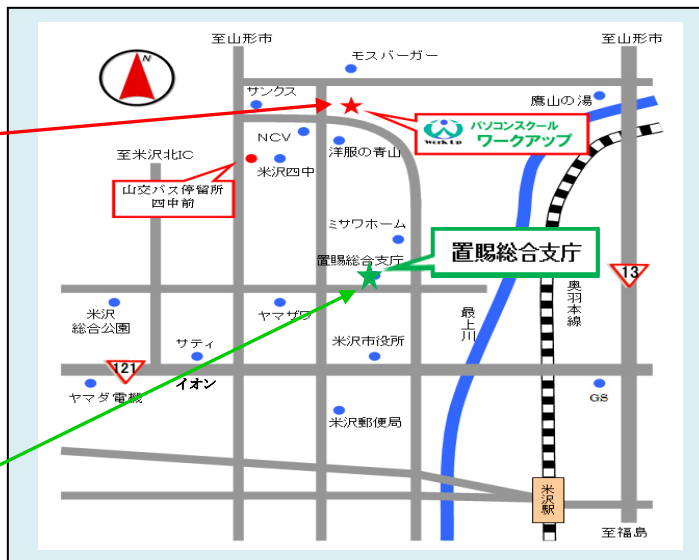
[ その他 ] Windows10、Microsoft Office2007（Excel）を使用  
 ※キャリア・コンサルティングを受ける場合には、その計画にしたがってください。

### 【訓練会場】

場所：パソコンスクール ワークアップ  
 住所：米沢市春日4丁目2-143  
 電話：0238-26-1455  
 ※無料駐車場有

### 【説明会場】

場所：置賜総合支庁 本庁舎 講堂  
 住所：米沢市金池7丁目1-50



## ◆ご相談・お申込み窓口◆

窓口機関	郵便番号	住所	電話番号
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町 2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。  
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。